

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC病院において、調理師として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、調理場のエアコンが壊れていたため、トレーを配膳車に積み込む作業をしている時に、暑くて頭痛がして気分が悪くなったという。

請求人は、翌〇日、D診療所に受診し「熱中症」（以下「本件疾病1」という。）と診断された。

請求人は、監督署長に対し、本件疾病1は業務上の事由によるものであるとして、同月〇日から同月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病1は同月〇日をもって治癒（症状固定）したものと判断し、療養のための休業日数が待機期間の3日間を超えるものではないことから、これを支給しない旨の処分をした。

また、請求人は、同年〇月〇日、Eクリニックに受診し「熱中症（自律神経失調症）」（以下「本件疾病2」という。）と診断された。

請求人は、監督署長に対し、本件疾病2は、業務上の事由によるものであるとして、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病2は業務上の事由によるものとは認められず、また、本件疾病1との医学的因果関係が認められないとして、これを支給

しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病1は平成〇年〇月〇日をもって治癒したとの監督署長の認定が妥当か否か、また、請求人の本件疾病2は業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 本件疾病1について、請求人は、平成〇年〇月〇日をもって治癒していると認定した監督署長の判断は誤りである旨主張しているが、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「病初期から水分は充分経口摂取しておられた為点滴等は施行しておりません。」と述べていること、G医師は、同月〇日付け意見書において、「(同年〇月〇日時点) 身体診察では異常なし。」と述べていること、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日受診時の診察所見より熱中症は軽度から中程度の熱疲労と考えられ、水分摂取もしっかりできていることから、点滴不要であり、2から3日で治癒が見込めるものである。」旨述べていることに照らせば、決定書理由に説示のとおり、請求人は、平成〇年〇月〇日において、治癒していたものと認められる。

(2) 本件疾病2について、請求人は、本件疾病1から下痢症状が発生した旨主張しているが、G医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「熱中症が原因で急

性腸炎、過敏性腸症候群を発症した可能性は低いと考えている。」と述べていることに照らせば、決定書理由に説示のとおり、本件疾病1と本件疾病2との間に医学的相当因果関係を認めることはできないことから、本件疾病2について、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。